

第 17 号議案

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険条例（平成 18 年加東市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 1 児につき <u>40 万 8,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認める	(出産育児一時金) 第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 1 児につき <u>48 万 8,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認める

ときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 〔略〕	ときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 〔略〕
--	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

第17号議案 要旨

加東市国民健康保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正されることに伴い、国民健康保険の出産育児一時金の額について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

国民健康保険の出産育児一時金を1児につき40万8,000円から48万8,000円に増額すること。（第5条関係）

3 市民への影響

現行は、1児につき、出産育児一時金にあつては40万8,000円、産科医療補償制度加入医療機関等での出産による加算金にあつては1万2,000円を支給していることから、これらを合計した支給総額は42万円である。

今回の改正により出産育児一時金を48万8,000円に増額するため、加算金1万2,000円をあわせた支給総額は1児につき50万円となり、8万円の増額となる。

4 施行期日 令和5年4月1日